

津波警報等の視覚による伝達のあり方（概要）

背景と課題

- 近年、国や自治体等において、視覚・聴覚障害者等への的確な情報伝達がなされるよう配慮する等の方針が示されている。
- 自治体において、海水浴場等における津波警報等の視覚による伝達手段の導入が進んでいない。
- 法令において、津波警報等の視覚による伝達手段が定められていない。

聴覚障害者が津波警報等の発表を覚知できるよう、国が津波警報等の視覚による伝達手段を定め、全国的に普及することが必要。

検討

- 「旗」を用いた津波警報等の伝達について検討。
(既存の取組として用いられている、「赤旗」、「オレンジ旗」または「赤と白の格子模様の旗(国際信号旗である「U旗」)」等を候補に検討。)
- 検討にあたり、実際に海水浴場で「旗」による伝達の有効性の検証を実施。
- 旗の「色彩」の検討においては、視認性を重視し、その上で色覚の多様性や外国人への配慮の観点も考慮。

★ 「赤と白の格子模様の旗」(U旗)は、赤色が見えにくい人も含め視認性が高く、海からの緊急避難を呼びかけるものとして国際的にも認知されている。

◎ 海水浴場等における津波警報等の伝達に用いることが望ましい「旗」

- ✓ 色彩：赤と白の格子模様（国際信号旗である「U旗」と同様の色彩）
- ✓ 形：四角形
- ✓ 大きさ：短辺100cm程度以上とすることが望ましい
- ※ 津波注意報、津波警報及び大津波警報の伝達は全て同じ旗で行う
- ※ 解除の際の伝達は必要としない



「赤と白の格子模様の旗(U旗)を用いた津波警報等の伝達(イメージ)
(日本ライフセービング協会ホームページより)

留意事項等

- 気象庁は、定めた旗による伝達について、周知・普及すること。
- 定めた旗とは別の旗で津波警報等の伝達を行ってきた自治体等に対し、準備が整うまでの移行期間等を設けること。
- 自治体等に対しては、関連法令の規定^{※1}や、運用にあたっての留意事項^{※2}を丁寧に説明すること。

※1 気象業務法における定めは、津波警報等の視覚による伝達そのものを義務付けるものではないこと、等

※2 津波警報等が発表された場合、海水浴場等において旗を用いて伝達する者も直ちに避難することが必要であり、状況に応じて対応すべきであること、等